

すみずみ子育てサポート事業実施要綱

1 目的

この事業は、家庭で一時的に育児を行うことが困難な場合に、保育所等における保育の実施や放課後児童健全育成事業など既存の子育て支援制度では補うことのできない、きめ細かなサービスを提供するとともに、第1子を出産予定の妊婦のいる家庭（以下「妊婦家庭」という。）に対して、必要なサービスを提供することにより、子育て家庭および妊婦家庭（以下「子育て家庭等」という。）の経済的、精神的負担を軽減し、少子化対策の強化を図る。

2 実施主体

この事業の実施主体は市町とする。

なお、サービス内容および利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

また、地域の保育士、保健師等が、サービス提供者として市町社会福祉協議会に登録し事業を実施することも差し支えない。

3 実施内容

この事業の実施内容は、以下のサポート事業とする。

ただし、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校等（以下「保育所等」）における保育の実施や放課後児童健全育成事業等、既存の子育て支援制度による事業は除く。

（1）一時預かり

ア 施設型

イ 訪問型

（2）保育所等への送迎

（3）子育て家庭等における生活支援

以下の内容のうち、原則、利用対象者およびこの事業の対象となる児童が在宅の場合に実施する事業とする。

ア 食事の用意、食材等の買物

イ 洗濯、日干し、洗濯物の取入れ

ウ 住居の掃除、整理整頓

エ その他子育て家庭等の生活の中で生ずる軽易な日常生活上の援助

4 実施要件

認可外保育施設において3（1）アの「一時預かり（施設型）」を実施する施設設置者は、認可外保育施設として届出を行うこと。

また、居宅等に保育者を派遣して3（1）イの「一時預かり（訪問型）」を実施する事業者は、

認可外の居宅訪問型保育事業者として届出を行うこと。なお、この場合、保育士、助産師・看護師の資格を有する者で実施することが望ましく、保育士、看護師の資格を有していない者が実施する場合には県が実施する子育て支援者研修またはそれと同等の研修を受講することとする。

5 利用対象者

(1) 子育て家庭

利用対象者は、小学校就学前までの児童および放課後児童クラブを利用できない小学校3年生以下の児童を養育する者で、就職活動、疾病、事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加の他、育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の事由により、家庭で一時的に育児を行うことが困難な者とする。

(2) 妊婦家庭

利用対象者は、第1子を出産予定の妊婦で、生活支援が必要な者とする。

6 利用時間の上限

本事業を利用できる時間数は以下のとおりとする。

(1) 一時預かり

施設型については、一施設につき児童一人あたり月70時間以内とする。

訪問型については、一事業者につき児童一人あたり月70時間以内とする。

(2) 保育所等への送迎

一施設につき児童一人あたり月70時間以内とする。

(3) 子育て家庭等における生活支援

子育て家庭については、一事業者につき月70時間以内とする。

妊婦家庭については、一事業者につき月35時間以内とする。

7 利用料

市町は、保育所等における一時預かり事業等の利用料との均衡を考慮しつつ、3(1)ア「一時預かり(施設型)」、3(2)「保育園等への送迎」および3(3)「子育て家庭等における生活支援」については、1時間あたり1,000円、3(1)イ「一時預かり(訪問型)」については、1時間あたり2,000円を参考としてサービスにかかる利用料を定め、利用者がこれを負担するものとする。

8 保険料

市町(事業を委託する場合にあっては、委託団体を含む。)は、事業の実施にあたって、賠償責任保険に加入することとする。

9 事業の実施手続

- (1) 利用事務手続については、市町毎に定めることとするが、利用者の利便を考慮すること。
- (2) 利用申請にあたっては、市町は利用者から書面での利用申請書（様式例－1）を求め、当該申請の内容を確認の上、出来る限り速やかに利用の決定を行うこと。ただし、申請者の事前登録等の手続きをもって利用の決定に代えることができるものとする。
- (3) 利用申請の際には、サポートを必要とする事由の有無の把握に努めることとし、仕事を理由とした場合で、市町において就労状況などから保育所利用が可能と判断できた場合には、補助対象としないこと。
- (4) 市町は利用申請があった場合、的確かつ迅速に対応するため、あらかじめ利用を希望する者を登録した利用対象者名簿（様式例－2）を作成しておくこと。
- (5) 市町は利用の実績については、日誌等の整備や、事業を委託する場合にあっては定期的にこれを利用実績報告書（様式例－3）により報告させるなど、適切に把握しておくこと。

10 留意事項

- (1) この事業を委託する場合は、地域住民やボランティアが積極的に参加できるような団体を積極的に活用すること。
- (2) 委託先の決定にあたっては、事業の遂行能力、活動内容、実績、運営の透明性などにより総合的に判断するとともに、県で策定した「NPO（民間非営利団体）との協働指針」も参考にすること。
- (3) 事業実施にあたっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないようにすること。
- (4) 児童の疾病により支援が必要な場合には、かかりつけの医師、救急病院の連絡先等必要な情報を確認するなど、緊急時にも適切に対応すること。
- (5) 市町は、委託団体との連絡・調整を密にするとともに、児童委員等の関係機関と十分な連携を図ること。

11 県の助成

県は、予算の範囲内において、市町が実施する事業について、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）、健康福祉部こども未来課所管補助金交付要綱に定めるもののほか、この実施要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(1) 補助金の算定方法

この補助金は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、区分ごとに算出された額を合計した額に1,000円未満の端数が出た時は、これを切り捨てるものとする。

①第1欄の区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

②第1欄の区分ごとに、①により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を補助額とする。

(2) 交付申請手続

補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に知事の定める期日までに行うものとする。

(3) 変更申請手続

補助金の交付決定後に、その後の事情の変更等により変更申請等を行う場合は、変更交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、別に知事が定める期日までに提出して行うものとする。

(4) 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて提出するものとする。

1.2 施行期日

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

- 1 別表の第2欄に定める基準額については、令和7年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 2 別表および様式第1号から第3号中に掲げる「ふく育応援プロジェクト」の字句については、当分の間は、「子だくさんふくいプロジェクト」と読み替えて運用することができる。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
利用料	<p>1 子育て家庭</p> <p>①小学3年生までの児童にかかる一時預かり（施設型）・送迎・生活支援（②～④を除く） 650円/時間</p> <p>②第2子以降で就学前までの児童にかかる一時預かり（施設型）・送迎、2人以上子どもがいる世帯にかかる生活支援（ふく育応援プロジェクト） 1,000円/時間</p> <p>③就学前までの多胎児で第1子にかかる一時預かり（施設型）・送迎（多胎育児サポート事業） 1,000円/時間</p> <p>④生後1か月未満の第1子にかかる生活支援 【35時間以内】 1,000円/時間</p> <p>⑤小学3年生までの児童にかかる一時預かり（訪問型） 1,500円/時間</p> <p>2 妊婦家庭 第1子を出産予定の妊婦にかかる生活支援 650円/時間</p>	利用料	1 / 2
保険料	400円/人	保険料	10 / 10